

個人に対する高度 IT 資格認証制度に関する 情報処理学会モデル

芝田 晃（三菱電機） 掛下 哲郎（佐賀大学） 旭 寛治（日立製作所）

概要 社会インフラとなった情報処理技術を支え、牽引する役割を担う高度 IT 技術者を可視化するために、高度 IT 資格制度を設計した。本資格制度は、情報処理学会が個人を対象に認証するものであり、IT スキル標準のレベル 4 の基準を満たすと共に、IP3 のガイドラインに沿った国際的にも通用するものになることを狙っている。制度設計においては、情報処理技術者試験を活用し、既存のガイドラインや事例を参考にしているが、業務実績の審査における信頼性向上や、資格継続における実務面の評価といった課題に対する解決策を提案している。また、本資格制度の改善 PDCA を回し、ガバナンスを維持するために、相互にフィードバックを与える複数の委員会からなる運営体制を考案した。

1. はじめに

情報処理技術は、社会を支えるインフラ技術となっており、この技術を支える人材、特にリーダとして人々を引っ張っていく能力を持った高度 IT 人材に対する要求が強くなっている。また、彼らには、情報系プロフェッショナルコミュニティを形成し牽引することも望まれている[1]。筆者らは、この人材を可視化する手段として、高度 IT 資格認証制度を設計することとした。

高度 IT 資格認証制度の設計にあたり、経済産業省と（独）情報処理推進機構(IPA)が公開し、情報サービス産業における人材のスキルの指標として普及している IT スキル標準[2]に準拠することとした。さらに、社会やビジネスのグローバル化を考慮して、国際的に通用する資格制度とすべく、IFIP (International Federation of Information Processing, 情報処理国際連合) の下で高度 IT 人材の国際同等性確保を推進している IP3 (International Professional Practice Partnership) の認定を受けることを目指すこととした。[1]

高度 IT 資格は、IT スキル標準のレベル 4 以上に相当するが、筆者らは、その基本であるレベル 4 の資格を認証する制度を検討した。本資格に該当する技術者とは、自分の専門分野を確立し、業務遂行に必要な知識とスキルを発揮して、数名～10 名程度のチームのリーダとして業務を成功裏に達成している人たちである。

資格の認証に当たり、必要な知識の保有については、IT スキル標準と整合性のある情報処理技術者試験（高度試験）の結果を用いる[1]。この試験の合格者数は最近では、年間 15,000 人規模と少なくない[3]。スキルを発揮し業務を遂行した実績については、IT スキル標準のレベル

4 の達成度指標やスキル熟達度の基準を満たしているかどうか審査する。

本論文では、業務実績についての審査を中心に、情報処理学会（以下単に学会と記す）で設計した技術者個人を対象とする資格認証制度について述べる。企業で行われている社内資格制度が、本制度と同等以上であることを認定し、そこに審査業務を委託する方式については、別の論文[4]で述べる。

本論文の主たる読者としては、認定対象となる情報系技術者の他に、技術者が所属する企業の経営層、IT ベンダーに仕事を発注する情報システムユーザ企業の経営層（政府機関や地方自治体等の幹部を含む）、高度 IT 資格制度に対する位置づけを与える国等を想定している。そのため、制度設計の内容を具体的に述べると共に、設計意図を説明する。

2. 国内外の標準への準拠

IT スキル標準を推進している IPA から、IT スキル標準のレベル 4 以上について、その達成度指標やスキル熟達度の基準を満たしているかどうかを審査するプロセスの手引きが『社内プロフェッショナル認定の手引き』[5]として発行されている。学会で認証するにあたり、この手引きをベースに制度設計するのが一番自然である。この手引きを IP3 のガイドライン[7]と比較し評価を行った。この結果、IT スキル標準を満足していることを『社内プロフェッショナル認定の手引き』に従って審査すれば、知識やスキル、および業務遂行能力に関して、SFIA (Skills Framework for the Information Age)[6]のレベル 5 相当以上の実績の審査を要求している IP3 のガイドラインを満足することも評価した。ここで、SFIA レベル 5 とは、

IT スキル標準のレベル 4 に相当し、大まかな指示の下で業務を行い、自身の技術的な活動、プロジェクト、監督に対して完全に責任を負うレベルである。

一方、IT 技術の急速な進歩に追随することと、および、社会的に信頼される技術者であることは、高度 IT 人材として重要である。IP3 のガイドラインでも、CPD (Continuing Professional Development、継続研鑽) を重視した資格の更新、および、資格保持者が守るべき倫理綱領や行動指針、問題のある資格保持者を対象とした懲戒制度を定めることが要求されている。ところが、これらについて、『社内プロフェッショナル認定の手引き』では言及されていない。そこで、資格の更新については、日本工学会の『CPD ガイドライン』[8]、およびこれに基づいた技術士や土木学会の CPD 制度[9,10]、さらには IP3 の認定を受けているオーストラリアの ACS (Australian Computer Society)[11] やカナダの CIPS (Canada's Association of Information Technology Professionals)[12] の制度を参考に設計することとした。また、倫理綱領や行動指針、懲戒制度については、国内の事例を参考に、IP3 のガイドラインに沿って制定することとした。

3. 資格認証の流れと検討課題

高度 IT 資格は、IT 全般を対象とした包括的資格であり、専門分野を特定したものではない[1]が、申請者は、まず、自分の専門分野が IT スキル標準のどの職種と専門分野に対応するかを示す。そして、業務遂行に必要な IT 全般にわたる幅広い知識と専門分野における深い知識を持っていること、チームのリーダクラスとして、この知識を活用して業務を遂行していることの実績を学会に申請する。また、プロフェッショナルとして、コミュニティの発展や後進の育成などに貢献していることも申請する。申請は WEB ベースを考えているが、文書換算すると、15 ページ程度の量となり、うち、業務の実績などを文章で説明する部分は、8 ページ分ほどと考えている。

申請を受けた学会では、情報処理技術者試験（高度試験）に合格していることで知識の保有を確認する。次に、申請された IT スキル標準の職種と専門分野において、申請された業務実績の内容がレベル 4 の達成度指標やスキル熟達度の基準を満たしているかどうかを、学会の選定した審査員が審査する。また、プロフェッショナル貢献が基準を満たしているかどうかについても審査する。そして、すべての基準を満たしていれば認証書を授与する。申請から認証までの流れは、参考資料 1 に示す。

この制度設計に当たり、2 章で述べたように、IPA の『社内プロフェッショナル認定の手引き』や既存の制度

を参考にするが、次の課題に対応しなければならなかつた。

- (1) 企業における業務実績を、情報処理学会という外部の機関が、信頼性を持って評価すること

『社内プロフェッショナル認定の手引き』には、文字どおり、社内での認証プロセスを設計するときのガイドが書かれている。社内で審査する場合は、申請者の業務実績のデータがそろっており、申請書類にも具体的に細かく記述することができる。しかし、学会には申請者の情報はなく、申請書類に頼らざるを得ない。さらに、申請書類には、いくら学会に守秘義務を課しても、顧客が開示を許さない情報や、会社の高度な機密情報を盛り込むことは難しい。すると、申請者が、これぞレベル 4 の活動だという内容を具体的に記述できなくなり、正しく評価できなくなる恐れがある。また、逆に、具体的・詳細に記述すればレベル 4 に該当していないことが明らかな場合でも、抽象的・包括的に記述したため、それが見抜けない場合も考えられる。こういったことは、極力防がねばならない。

- (2) 資格継続時に、知識面以外に、業務遂行面を評価すること

日本工学会の『CPD ガイドライン』や、技術士や土木学会の CPD 制度は、知識面の継続研鑽に焦点が当たっている。高度 IT 人材では、知識面だけでなく、得た知識を業務に適用して成果を上げつけていることも重要である。

これらの解決を図りながら、以下のように資格制度を設計した。

4. 資格の認証

4.1 業務実績の申請

4.1.1 達成度

申請者は、IT スキル標準で要求されている達成度指標のうち、どのビジネス貢献を行ったかについて、達成度指標チェックシートにチェックする。まずこのチェックシートにチェックして主張するポイントを明確にし、そのポイントに関連する内容を中心に業務経歴書に記入すれば、効果的な記述を効率的に行える。

例えば、IT スペシャリストのプラットフォーム専門分野の達成度指標には、ビジネス貢献として、図 1 の条件がある。申請者が該当する項目にチェックすることにより、申請者は認証に値する活動が何だったかを明確に認識でき、チェックした項目の内容を業務経歴書に具体的

に書くことにより、審査者に正しく伝えることができる。

- 以下の2つ以上の条件に該当する難易度のプラットフォームの設計、構築を成功裡に遂行した経験と実績を有する
 - システム化対象範囲、機能が広範囲でかつ複雑
 - 先進的で、使用実績の少ないプラットフォームを使用
 - クロスプラットフォーム間のデータベース連携を持つ
 - ミッションクリティカルなシステムであり高品質を要求
 - 24時間365日の連続稼動が要求され、変更、保守、障害回復に高度な設計が必要
 - データ量が膨大で対応に高度な技術が必要
 - プロジェクト体制（サブコントラクト、複雑な協業関係、複数の関係部門）が複雑であり調整が非常に困難

図1 達成度指標の例（ITスペシャリスト職種のプラットフォーム専門分野）

4.1.2 スキル

業務で発揮したスキルが、ITスキル標準のレベル4に該当することは、スキル熟達度チェックシートに記述する。スキル熟達度チェックシートについても、達成度指標チェックシートと同じ目的を持たせている。

ITスキル標準のスキル熟達度に、例えば、テクノロジとして、「最新技術動向を踏まえた適用技術の選定をリードすることができ、複雑性の高い技術的問題解決を実践することができる」ことが要求されており、スキル熟達度チェックシートには、業務実績の中でどのような場面でどのようなスキルを活用したかを簡潔に記述する。業務経歴書には、ここに記述した内容のスキルを発揮したことが分かるように具体的に記述することにより、審査者に正しく伝えることができる。

4.1.3 プロフェッショナル貢献

業務以外の貢献に関しては、研修受講、資格取得、著作・論文、講演・講師、特許出願、学会・コミュニティ活動、後進の育成に関して何を行ったかを、主要業務・研修・資格・プロフェッショナル貢献の記録に記述して申請する。記述した活動については、審査者が確認できるよう、そのエビデンスを添付する。

4.2 推薦者による申請内容の信頼性確保

業務実績の審査における信頼性の確保は、本認証における最も重要な点である。しかし、一般に、申請者の実施した業務のエビデンスを学会に提出することは、申請者の所属企業における企業機密や顧客との関係から難しい場合が多いと考えられる。これに関し、CIPSは、第三者から、申請内容を証明する文書（Reference）を提出さ

せている。本制度においても、推薦書という形で、業務経歷に関する申請内容に誤りが無いことを保証させることとした。

さらに、推薦書に、申請者が発揮したスキルや果たした責任を具体的に記述させたり、申請者の良い所や、認証を受けた後に期待する働きなどを書かせることにより、推薦書そのものの信頼性も向上させている。

推薦者は、高度IT資格に関する知識があったほうが、より適切に推薦できるので、高度IT資格を持っている人を原則とした。しかし、本制度の開始時など、このような人が周りにいないときは、職場での上司や元上司など、申請者をよく知っている管理者としている。申請者が個人事業者であり、前記の該当者がいない場合は、顧客に推薦してもらうこととした。

申請内容に虚偽が判明した場合は、申請者のみならず推薦者にも懲戒処分を実施することを考えている。

4.3 審査方法

審査の方法には、一般に、書類審査と面接審査の2種類がある。IPAの『社内プロフェッショナル認定の手引き』にも、両者を用いる場合について記述されている。但し、レベル4については、面接は省略可能としている。

学会で面接した場合、学会で選んだ面接者は、申請者の業務内容について情報は持ち合わせていない。申請者から、申請書に書き漏らしたことを聞くことができるかもしれないが、詳細な情報は企業機密に触れるとして提供されないと考えられる。従って、面接したとしても、申請者の人柄は垣間見えるかもしれないが、申請書がしっかりと記述されておれば、審査結果に大きな影響を与えるような申請者の情報を得ることは難しいと考えられると判断し、書類審査のみとした。

審査に当たっては、偏りを防ぐため、各申請に対して3名の審査者からなる審査チームを構成することとした。審査の手順は、まず各審査者が申請書類を個別に評価した後、各自の評価結果を審査会に持ち寄って議論し決定する。

ただ、申請書類に正直に記入することの牽制機能を持たせるために、ランダムに申請者をサンプリングしてインタビューを行うこととした。

4.4 審査者の要件

審査者には、申請内容が、その職種や専門分野でのレベル4の活動として妥当であるかどうかの判断が求められる。IPAの『社内プロフェッショナル認定の手引き』にも、「同一職種のプロフェッショナルを原則とする」

とある。ただ、審査するには、その職種における全般的な知識と幅広い実務経験をもち、他人の業務活動を IT スキル標準に対応づけて評価する能力など、単なる業務遂行とは異なった知識やスキルが必要となってくる。そこで、以下の 2 つの要件を持つ人材から審査者を選ぶこととした。

- (IT スキル標準の理解の観点) 同一職種のプロフェッショナル、または、その職種の要件を理解している人
- (評価能力の観点) レベル 4 の認証を受け、数年以上のレベル 4 の活動経験があるか、または、レベル 4 に人材を育成したり管理したりしている人

本制度の開始時は、審査者は、学会が選定するが、その後、審査者からの推薦または学会への応募を基に、審査経験を持つ審査者の面接により選定するようにしたい。情報系プロフェッショナルコミュニティの形成が進めば、審査者をコミュニティ内で選定することも考えられる。

4.5 守秘義務

申請者は、IT スキル標準の達成度指標とスキル熟達度の基準を満たしていることを示す業務実績を申請書類に記述する。このとき、申請者の属する組織の企業機密や、顧客が開示を許さない情報を記載しないようにしても、個人情報、申請者の所属組織の情報、および、申請者が関わったプロジェクトやその顧客に関する情報が多く含まれることが予想できる。このため、審査者をはじめ、制度の運用に携わる人々は、これらの情報を外部に漏らさないことを保証するため、学会との間で機密保持契約を結ぶこととした。

また、学会は、申請情報を、申請の審査以外の目的に使わないことと共に、申請情報は、すべて個人情報に準じる扱いとし、学会のプライバシーポリシーに従って厳重に管理する。

5. 資格の更新

IT 技術の進歩は著しい。プロフェッショナルとして活動し続けるには、継続して、技術の動向を把握し、新技術を習得することが重要である。近年の国際資格では、資格更新という形で新技術をキャッチアップすることが要求されるようになり、IP3 もこれにならって、資格更新を要求している。日本においても、日本工学会では、CPD 協議会を発足させ、CPD の目的や基本方針を明確化すると共に、標準化を進めており、2010 年には CPD ガイドラインが定められた。技術士や土木学会などでは、CPD の規定が作られている。本資格においては、以下の

ように、日本工学会の CPD ガイドラインに沿い、技術士や土木学会の CPD を参考にし、これらと整合性を持たせつつ、第 3 章で述べた 2 番目の課題である実務遂行面も評価するように拡張した基準とした。

5.1 資格更新の基準

5.1.1 CPD

プロフェッショナルとしての能力を維持するために、技術士や土木学会の CPD 制度を参考にし、3 年間で 150CPD 時間の自己研鑽を積むこととし、次の活動を CPD の対象とした。

- 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加（受講）
- 論文・報告文などの発表
- 企業内研修の受講
- 研修会・講習会などの講師・修習技術者指導
- 産業界における業務経験（表彰、特許）
- その他（公的な技術資格の取得、公的な機関での委員就任、大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力、技術図書の執筆、自己学習）

例えば、毎年、技術研修会やシンポジウムに 5 日間参加（受講）し（7 時間 × 5 日 = 35 時間）、半日の社内研修会の講師を 4 回行えば（15 時間）、資格の更新が可能な CPD 時間に達する。活動と CPD 時間の詳細は参考資料 2 を参照されたい。

情報処理学会は、ソフトウェア・ジャパンの聴講や講演、IT フォーラムでの活動、そして、デジタルプラクティスでの論文発表といった実務家向けの活動を CPD の機会として提供する計画である。これらが相互にうまく作用しあえば、高度 IT 人材によるコミュニティが成長し、社会貢献の一翼を担うようになると考えられる。

5.1.2 業務遂行能力

高度 IT 人材資格では、実務面での実績も重要な要素である。そこで、資格の更新においても、上記 CPD に加えて、業務遂行能力面も評価することとした。資格取得時は申請された IT スキル標準の職種と専門分野で審査を行うが、年数を経過すると、業務における役割が高度化し、管理的な側面も増え、範囲が広がることが考えられる。例えば、課長や部長になると、事業の計画や管理が多くなり、事業推進における重点的取組みを定めたり、部下の活動状況をレビューし指導を行ったりする時など、これまで培ってきた IT プロフェッショナルとしての知

識やスキルを活用するもの、部や課での業務全体が対象となる。

ACSにおいては、認証期間中における専門職の積極的な継続実践を評価しており[11]、CIPSにおいても、3年間で3,000時間以上のITプロフェショナル活動、かつ、業務経験は、60%以上IT関連であることを評価している[12]など、活動分野はIT全般となっている。

そこで、本資格の更新時には、資格取得時に申請のあった職種と専門分野に限定せず、IT関連（但し、ITスキル標準、組込みスキル標準、情報システムユーザスキル標準の範囲）の業務を行い、業務の中でITスキル標準のレベル4又はそれ以上の知識やスキルを発揮して、業務を成功裏に実施していることを確かめることとした。資格更新の場合においても、当初の資格申請時の推薦人と同様、保証人に業務に関する申請内容を保証させることとした。

資格の審査活動は、資格制度においては、CPD活動とは考えられていない。しかし、資格の審査者は、本制度の中核を占める役割であり、本資格の維持発展に重要である。審査者に対するインセンティブを与えるため、審査活動をしていれば資格更新時に特典を与えることとした。審査者は自分の知識とスキルを用いて審査を行うので、通常の業務に類似する活動ととらえ、業務活動に相当するものとして扱う。これにより、認証を得た後、審査者として、本制度の運営に積極的に参加することを期待している。

5.2 資格更新の審査

資格更新時は、どの程度の詳しさの審査が適当であろうか。プロフェッショナルがプロフェッショナルとして業務を継続して遂行しているということは、自分の限られた時間を有効に使って、業界の変化や技術の進化に対応した研鑽を積み、世の中で太刀打ちできるように自己の業務遂行能力を向上させていると考えられる。技術の進歩が早いIT業界では、もし、これを怠れば、あっという間に業務を継続できなくなってしまうであろう。

CIPSは、300教育単位(Education Credits)以上、かつ、3,000時間以上のITプロフェショナル活動をしたことを申請させているだけで、その記録は、申請者に保管させ、提出させてはいない。

そこで、本資格の継続審査においても、CPDの内容や、資格取得時のような達成度やスキル熟達度の内容の詳細な評価は省略し、CPDの総時間数とIT関連の業務を継続していることのチェックに簡素化した。

ただし、継続申請からサンプルしてエビデンスの提出

を求め、申請内容に虚偽が無いかチェックを行うことにより、正しく申請することへの牽制機能を持たせている。もし、更新申請に虚偽があれば、資格の剥奪などの懲戒処分もありうる。

6. 資格認証制度の運営

6.1 運営体制と業務分担

申請者の実績が的確に審査されるように申請様式を改善したり、審査方法を改善するためには、PDCAサイクルを構築し、それをまわして資格制度を継続して改善していく必要がある。そこで、図2に示すように、基準や手順を策定する基準策定委員会と、それを使って審査をする審査運営委員会とを並立させる。審査運営委員会は、審査経験に基づいて、基準や手順に対する改善提案を基準策定委員会にフィードバックすることにより、継続的改善が可能になる。また、基準策定委員会は、審査者に対する研修を担うことにより、審査チーム間の判断のばらつきを最小化し、各運営委員会における審議がスムーズに行えるよう支援する。

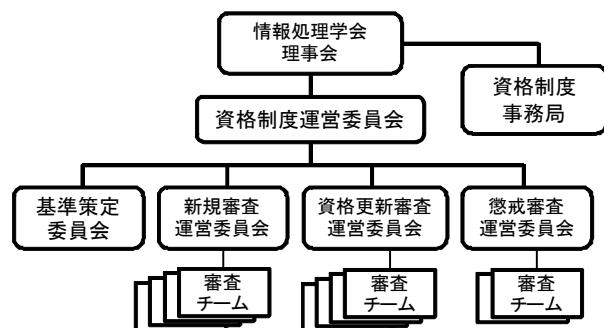


図2 個人に対する資格認証制度の運営組織

高度IT資格制度の対象者は多数にのぼり、審査する内容も異なるため、審査運営委員会は、新規、更新、懲戒を担当する3つから構成する。このように、委員会を分割して相互にフォローアップするとともに、これらを統括する資格制度運営委員会を設置することで、委員会間のコミュニケーションコストは高くなるが、組織としてのガバナンスを維持しやすくなる。

6.2 資格認証制度の事業計画例

申請者本人や、申請者が所属する企業にとって、資格認証制度が持続的に健全に運営されることは、大きな関心事であると考えられる。そこで、資格審査料および更新手数料収入のみで事業を運営すると仮定し、運営経費に関する試算例を以下に示す。

毎年5千人を審査すると仮定する。審査員3人のチー

ムで月に 10 名（年に 120 名）の審査を実施すると仮定すれば、 $5000 \div 120 \times 3 = 125$ 名の審査員が必要になる。審査料を 2 万円に設定すると収入は年間 1 億円となる。

専属事務員の給与、事務所費用、その他の間接経費に 5 千万円かかるとすれば、審査員 1 名に年 40 万円の謝礼支払いが可能である。すなわち、審査員 1 名当たり 40 名の審査を担当した場合、審査料 1 万円につき 40 万円の謝礼支払いが可能になる*。

資格審査料および更新手数料を設定する際には、民間の情報系高度資格の手数料設定が参考になる。例えば、PMP (Project Management Professional) 資格の受験料は PMI 会員 405 ドル、非会員 555 ドルである。また、更新手数料は PMI 会員 60 ドル、非会員 150 ドルである。また、IEEE Computer Society が運営している CSDP (Certified Software Development Professional) の場合、前提条件となる CSDP アセスメントコースの受講料は IEEE 会員 345 ドル、非会員 445 ドル、CSDP 試験の受験料は IEEE 会員 395 ドル、非会員 495 ドルである。ただし、これらの手数料には CPD に要する費用は含まれていない。このように、諸外国の制度と比較して同等ないし安価な審査料でも一定の申請数が確保できれば、制度を持続的に運営できる見通しを得ている。

7. 今後の課題

現在は、制度設計の最終段階にある。まずは、設計した制度が有効に機能するかどうか、パブリックコメントを受けたり、試行を行ったりして評価したいと考えている。

外部組織に対する高度 IT 資格制度の認定[4]の実績が出てくれば、企業等の資格認証制度を評価した経験を活かし、情報処理技術者試験に限定しない知識評価方法など、合理的な仕組みを採用することで、高度 IT 資格の個人認証の対象者をより拡大することも計画したい。

さらに、資格の魅力を増すために、IT スキル標準のレベル 5 以上の資格をどのようにするのかも検討する必要があると考えている。

参考文献

- 1) 掛下、芝田、旭：高度 IT 資格制度に関する情報処理学会のビジョン、情報処理学会デジタルプラクティス、Vol. 3, No. 2, April 2012 (to appear)
- 2) (独) 情報処理推進機構 IT 人材育成本部 IT スキル標準センター：IT スキル標準 V3, 2008
- 3) (独) 情報処理推進機構 IT 人材育成本部:IT 人材白書 2011, 2011 年 5 月
- 4) 掛下、芝田、旭：外部組織が実施する高度 IT 資格制度の認定に関する情報処理学会モデル、情報処理学会デジタルプラクティス、Vol. 3, No. 2, April 2012 (to appear)
- 5) (独) 情報処理推進機構 IT 人材育成本部 IT スキル標準センター：社内プロフェッショナル認定の手引き (IT スキル標準 V3 2008 対応)
- 6) SFIA Foundation : Framework reference SFIA version 4
- 7) IP3 : Application and assessment guidelines V 6.0, Sep. 2008
- 8) (社) 日本工学会 CPD 協議会：日本工学会 CPD ガイドライン、2010 年 8 月
- 9) (社) 日本技術士会：技術士 CPD (継続研鑽) ガイドライン、平成 23 年 4 月
- 10) (社) 土木学会：CPD (継続教育) ガイドブック、2010 年 6 月
- 11) ACS : Guidelines for certification, September 2010
- 12) CIPS : CIPS Professional Certification Program; Re-certification Guidelines

芝田 晃（正会員）

E-mail: Shibata.Akira@ce.mitsubishi-electric.co.jp

三菱電機(株)にて汎用計算機の OS 開発に従事。2004 年度学会活動貢献賞受賞。2001 年より CMMI を用いたプロセス改善に従事。2005 年 CMMI リード・アプレイヤー、CMMI 入門インストラクタ資格取得。情報処理学会高度 IT 人材資格制度設計 WG 座長。

掛下 哲郎（正会員）

E-mail: kake@is.saga-u.ac.jp

佐賀大学大学院 知能情報システム学専攻 准教授。2004 年度より JABEE によるアクレディテーション活動に、2008 年度より高度 IT 資格制度に取り組む。情報処理学会高度 IT 人材育成フォーラム代表、データベースおよびソフトウェア工学を専門とする。

旭 寛治（正会員）

E-mail: asahi.h@nifty.com

(株) 日立製作所基本ソフトウェア本部長、ストレージソリューション本部長、(株) 日立テクニカルコミュニケーションズ代表取締役等を歴任。1999 年本会理事、2005 年副会長。IT プロフェッショナル委員長、高度 IT 人材資格検討 WG 座長。本会フェロー。

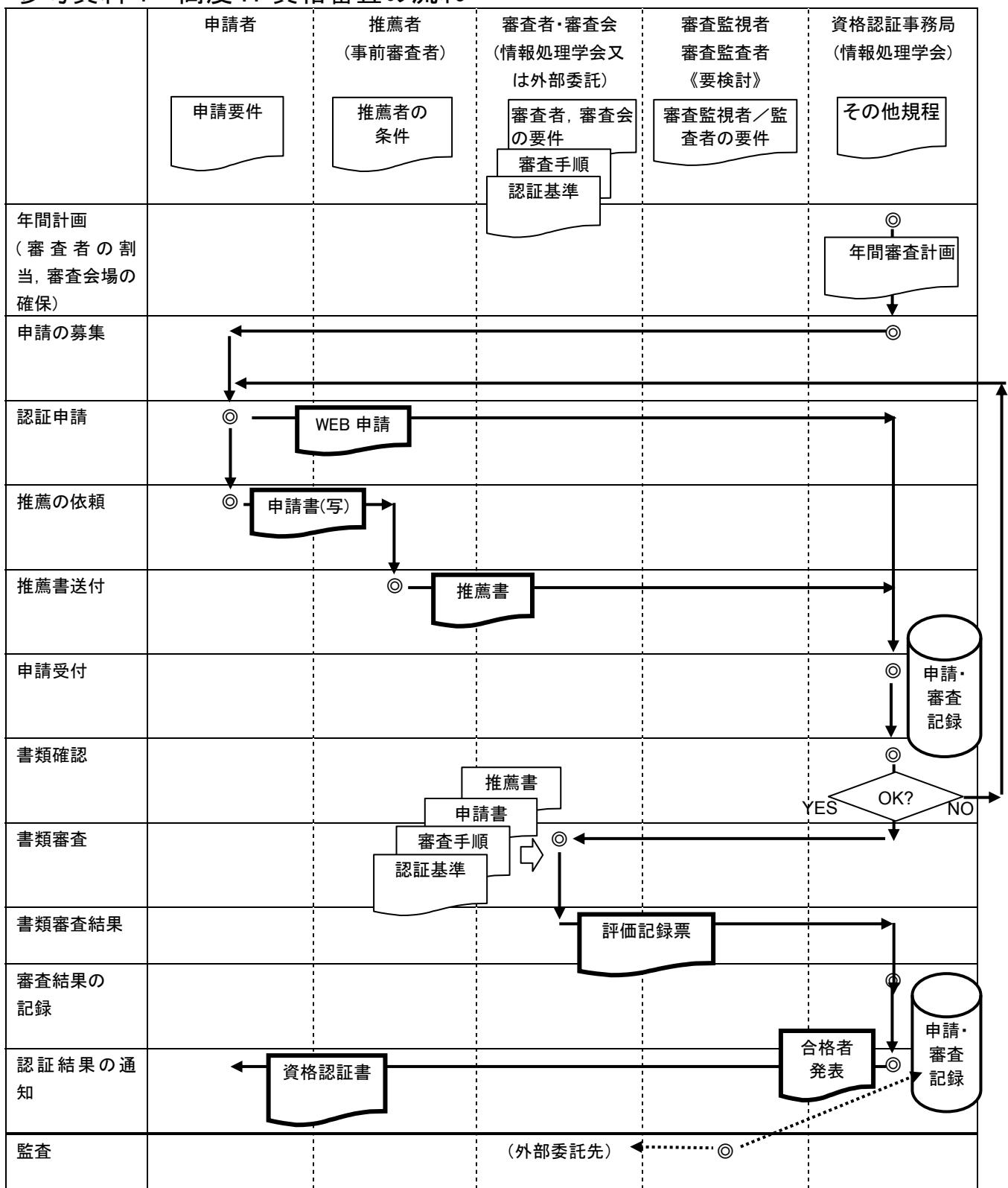
投稿受付：2011 年 11 月 15 日

採録決定：2012 年 2 月 21 日

編集担当：吉野松樹（日立製作所）

* 謝礼に言及したのは、審査業務への対価という意味もあるが、単なるボランティア活動ではなく、IT プロフェッショナルとして然るべき責任を負うことを明確にする意図がある。

参考資料 1 高度 IT 資格審査の流れ



参考資料2 高度IT資格制度におけるCPDポイント

実施形態	内 容		重み 係数	CPD 時間	CPD 時 間上限
1. 講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(受講)	情報処理学会、その他学協会(学術団体、公益法人を含む)、大学、民間団体及び企業が公式に開催するもの		1	1×H H:受講時間	—
2. 論文・報告文などの発表・査読	(1) 情報処理学会、他の学協会、民間団体等が開催する技術発表会、講演会、研究会、シンポジウム等での口頭発表		3	3×H H:発表時間	—
	(2) 情報処理学会、他の学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等への論文、報告文の発表	学術雑誌への査読付 技術論文発表		30H/件	—
	上記以外			10H/件	—
3. 企業内研修(受講)	(3) 情報処理学会、他の学協会、民間団体等が発行する学術誌、技術誌等の論文、報告文の査読			5H/件	—
	研修プログラム及びOJTプログラムが明示されており、それに基づいて実施され成果が明確なもの		1	1×H H:受講時間	20 時間 / 年度
	集合研修(研修プログラムによる実施) 個別研修(OJTプログラムによる実施)		1	1×H H:受講時間	10 時間 / 年度
4. 研修会・講習会などの講師・修習技術者指導	(1) 情報処理学会、他の学協会、大学、民間団体、企業等の開催する研修会、講習会、技術説明会の講師等		2	2×H H:講演時間	25 時間 / 年度
	自社及びその関連企業での研修会等の講師		1	1×H H:講演時間	15 時間 / 年度
5. 産業界における業務経験	(1) 業務上で技術的成果をあげ、グループ(責任者)及び個人(本人)が表彰を受けた業務			20 時間/件	—
	(2) 特許取得(発明者に限る)			40 時間/件	—
6. その他					
6-1 公的な技術資格の取得	政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格の取得			10 時間/資格	20 時間/年度
6-2 公的な機関での委員就任	政府・地方自治体等機関、学協会等の審議会・研究会の委員(年間を通した活動であるもの)		1	1×H H:会議時間 (時間/年度)	10 時間/ 会
6-3 大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関などへの協力	大学、研究機関等における研究開発・技術開発業務への参加、国際機関、国際協力機構等における国際的な技術協力への参加		1	1×H H:参画時間 (時間/年度)	20 時間/ 件
6-4 技術図書の執筆	成果が明確なもの	技術図書執筆(学協会が出版・監修した図書)	1	1×H H:執筆時間	15 時間 /件
		翻訳を含む技術図書執筆(前記以外の図書)	1	1×H H:執筆時間	10 時間 /件
6-5 自己学習他	上記以外でCPDに値すると判断されるもの 注1)自己学習には学協会誌の購読、放送大学・TVの視聴、e-ラーニング等が含まれる 注2)大学、大学院、職業訓練を受講する場合は「6-5 自己学習他」で計上 ※第三者に説明し、理解が得られる範囲で計上すること		1	1×H H:履修時間	10 時間 /年度